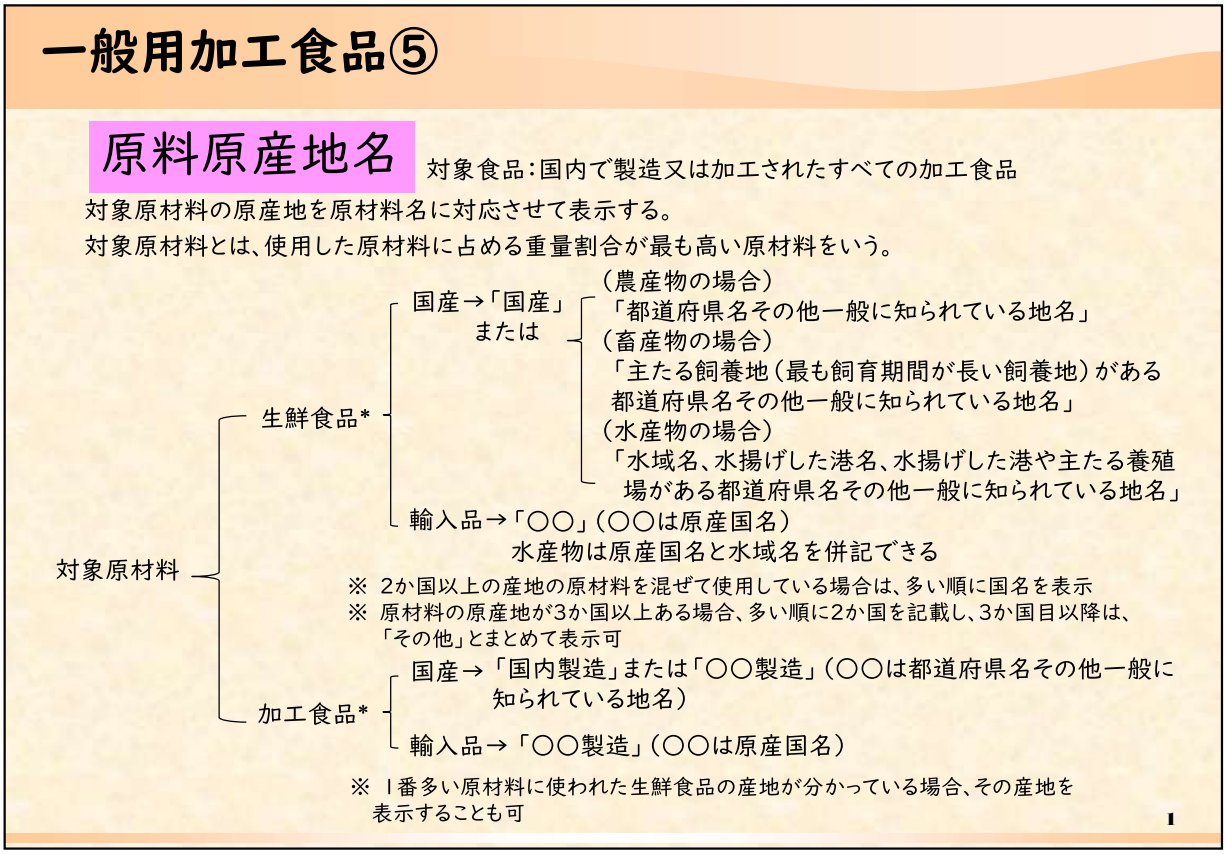
令和8年度
『神奈川県食品の適正表示推進講習会資料』

食品表示法（品質事項）

～（2）加工食品の原料原産地表示について～

神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課

食品表示法(品質事項) の (2) 加工食品の原料原産地表示について説明します。
「（1）加工食品の横断的義務表示について」の続きとなります。



加工食品の原産地表示について、平成29年9月1日から、国内で製造した全ての加工食品に対し、製品に占める重量割合が上位1位の原材料に産地の表示が義務付けられました。

ただし、外食、容器包装に入れずに販売する場合、作ったその場で販売する場合は対象外です。

また、輸入した加工食品は、別途「原産国名」の表示が必要であるため、対象外です。

生鮮食品は、国産品は「国産」、または農産物の場合は「都道府県名その他一般に知られている地名」、畜産物の場合は「主たる飼養地がある都道府県名その他一般に知られている地名」、水産物の場合は「水域名、水揚げした港名、水揚げした港や主たる養殖場がある都道府県名その他一般に知られている地名」を表示します。

輸入品は、原産国名を表示します。水産物は、原産国名と水域名を併記できます。

産地が複数ある場合は、原材料の重量順に表示します。原材料の原産地が3か国以上ある場合は、多い順に2か国を表示し、3か国目以降は、「その他」とまとめて表示することができます。

加工食品は、国産品は「国内製造」または「○○製造」（○○は都道府県名その他一般に知られている地名）、輸入品は「○○製造」（○○は原産国名）と表示します。

表示例（原料原産地）

対象原材料が生鮮食品の場合

例１）原料原産地欄による表示例

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、・・・
原料原産地名	カナダ（豚肉）

× 不適切な表示例

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、・・・
原料原産地名	カナダ

豚肉？ 豚脂肪??

2

対象原材料が生鮮食品の場合の具体的な表示例です。

例１は、原料原産地名欄を設けて記載する方法です。下の不適切な表示例のように書いてしまうと原料原産地であるカナダが豚肉の産地なのか豚脂肪の産地なのかわからないことから、原産地名の後に括弧をつけ原材料名を明記する必要があります。

（参照　食品表示基準Q&Aについて「別添　新たな原料原産地制度」原原－１７）

表示例（原料原産地）

対象原材料が生鮮食品の場合（つづき）

例2）原材料名欄に括弧書きする場合の表示例

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名	豚肉（カナダ）、豚脂肪、・・・

例3）具体的な表示場所を明記した上で枠外に表示する場合の表示例

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原 材 料 名	豚肉、豚脂肪、・・・
原料原産地名	枠外下部に記載

原料豚肉の原産地名	カナダ

3

例2は、原材料の後ろに括弧書きで原産地名を記載する方法です。

例3は、原料原産地名欄に記載場所を明記した後（この例の場合は「枠外下部に記載」）、枠外の指定した箇所に欄を設けて原産地を記載する方法です。

（参照　食品表示基準Q&Aについて「別添　新たな原料原産地制度」原原－17）

表示例（原料原産地）

対象原材料が加工食品の場合

例１）原料原産地名欄による表示例

名　　称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、・・・
原料原産地名	ドイツ製造（りんご果汁）

例2）原材料名欄に括弧書きする場合の表示例

名　　称	清涼飲料水
原 材 料 名	りんご果汁（ドイツ製造）、果糖ぶどう糖液糖、・・・

4

次に対象原材料が加工食品の場合の表示例です。

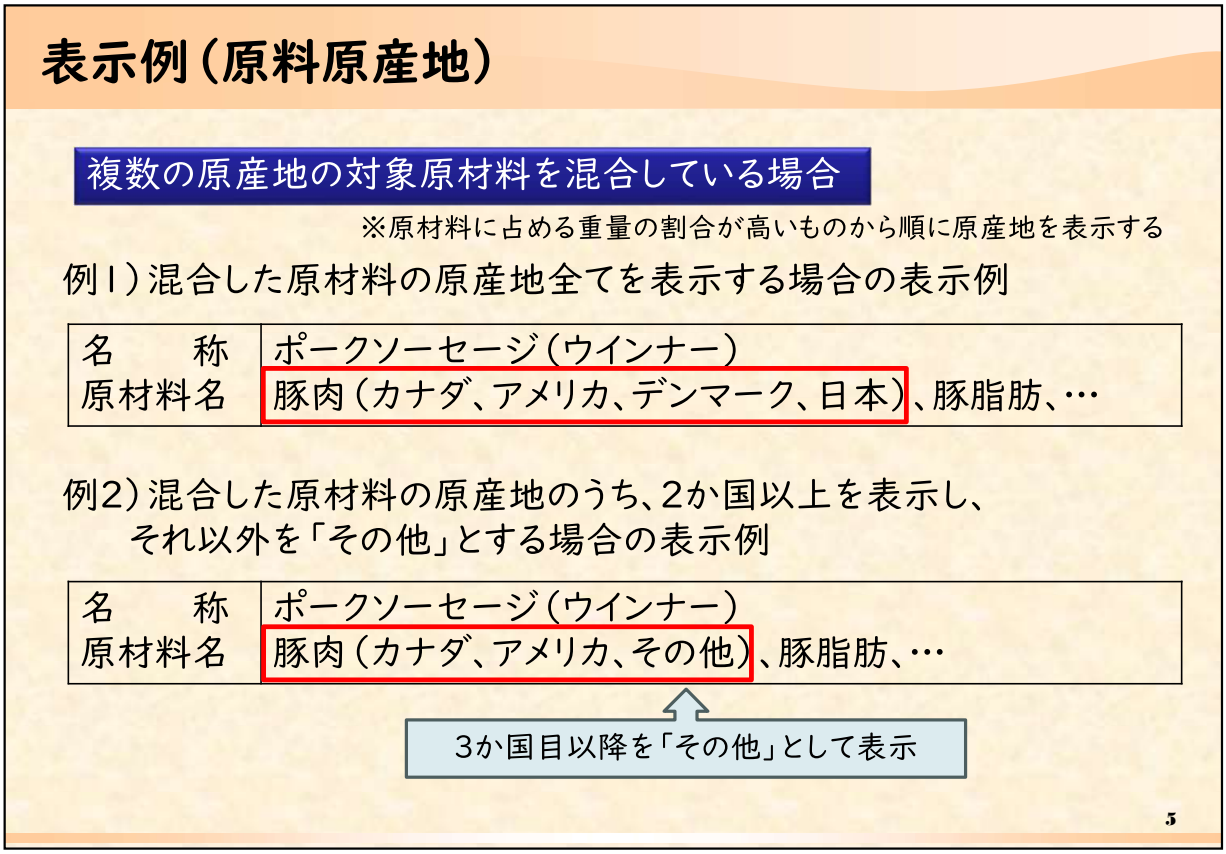
例１は、原料原産地名欄を設けて表示した場合の表示例です。りんご果汁がドイツで製造されたものであることを示しています。

例2は、原材料の後ろに括弧書きで原産国名を記載する方法です。

加工食品の原料原産地表示については、単に国名のみを表示すると、元となる生鮮原材料の原産地であると消費者が誤認する恐れがあることから、その加工食品の原産地を「○○製造」と表示をしています。

また、中間加工原材料の原料の原産地が、生鮮原材料までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「○○製造」の表示に変えて、当該生鮮原材料名と共にその原産地を表示することができます。

（参照　食品表示基準Q&Aについて「別添　新たな原料原産地制度」原原－42）



複数の原産地の対象原材料を混合している場合の具体的な表示例です。

例1は、混合した原材料の原産地全ての国名を表示する場合の表示方法です。原材料に占める重量の割合が高いものから順に表示します。

例2は、例1と同じように複数の原産地の対象原材料を混合していますが、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2か国以上を表示し、3か国目以降の原産地を「その他」と表示しています。

（参照　食品表示基準Q&Aについて「別添　新たな原料原産地制度」原原－18）

表示例（原料原産地）

複数の原産地の対象原材料を混合している場合

例3）国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合の表示例①
鹿児島県産（50%）、宮崎県産（30%）、カナダ産（20%）の
原材料を混合して使用したケース

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（国産、カナダ産）、豚脂肪、…

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（国産（鹿児島県、宮崎県）カナダ産）、豚脂肪、…

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（鹿児島県、宮崎県、カナダ）、豚脂肪、…

6

例3は、国産（鹿児島県産50%、宮崎県産30%）と外国産（カナダ産20%）の原材料を混合して使用している場合の表示例です。

上段の表示は鹿児島県産と宮崎県産をまとめて「国産」と表示した例です。

中断の表示は国産の後ろに括弧をつけ産地を記載した表示例です。

下段は全ての産地を記載した表示例です。

前のスライドの例2のように、「その他」としてまとめる表示は、

3か国以上の原産地の原材料を混合し、かつ、2か国以上を表示した場合に行うことができます。

（参照　食品表示基準Q&Aについて「別添　新たな原料原産地制度」原原－18）

表示例（原料原産地）

複数の原産地の対象原材料を混合している場合

例3）国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合の表示例②
鹿児島県産、宮崎県産、カナダ産、アメリカ産の原材料を混合して使用したケース

名　　称 原材料名	ポークソーセージ（ウインナー） 豚肉（鹿児島県産、宮崎県産、カナダ産、アメリカ産）、豚脂肪、…

名　　称 原材料名	ポークソーセージ（ウインナー） 豚肉（鹿児島県、宮崎県、カナダ、その他）、豚脂肪、…

国単位でみて1か国（日本）

7

こちらは、鹿児島県、宮崎県、カナダ、アメリカを原産地とする原材料を混合している場合です。

上段は全ての産地を記載した表示例です。

下段は、3か国目にあたるアメリカを、「その他」として記載した表示例です。

鹿児島県、宮崎県は国単位でみて1か国（日本）である点に注意が必要です。

（参照　食品表示基準Q&Aについて「別添　新たな原料原産地制度」原原－18）

表示例（原料原産地）

複数の原産地の対象原材料を混合している場合

例3）国産の原材料と外国産の原材料を混合した場合の表示例②
鹿児島県産、宮崎県産、カナダ産、アメリカ産の原材料を混合して使用したケース

× 不適切な表示例

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（鹿児島県、宮崎県、その他）、豚脂肪、…

国単位で見て、1か国（日本）しか表示していないため、不適切

8

こちらのように、原産地順で3番目にあたるカナダを「その他」としてしまうと、
国単位でみて、1か国（日本）しか表示していないとみなされ、不適切な表示となるので、注意が必要です。
（参照　食品表示基準Q&Aについて「別添　新たな原料原産地制度」原原－18）

一般用加工食品⑥

※複数の原産地の原材料の場合に、産地の切替え、重量順の変動により、表示が困難な場合

表示の方法	根拠法令	内容
又は表示	食品表示基準 第３条第２項 表中１の五のイ	原材料の原産地として使用する可能性のある複数国を、 ・「過去の一定期間における産地別使用実績」 ・「今後の一定期間における産地別使用計画」 における重量割合の高いものから順に「又は」でつなぎ表示する方法
大括り表示	食品表示基準 第３条第２項 表中１の五のロ	3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法 輸入品と国産品を混合して使用する場合は、輸入品と国産品との間で、重量割合の高いものから順に表示する
大括り表示 ＋又は表示	食品表示基準 第３条第２項 表中１の五のハ	過去の使用実績等に基づき、３か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法

食品表示基準別表第15に定める食品（22の食品群と5品目）は、個別の基準に従って表示します

9

表示方法は「国別重量順表示」が原則となりますが、スライドの表示方法は、産地が頻繁に変わる等、それが可能でない場合について認められる表示方法です。

「又は表示」は、原産地として使用可能性のある複数の国を、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画における重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法です。

過去の使用実績等における一定期間使用割合が5%未満の原産地については、原産地名の後ろに括弧書きで「5%未満」などと表示します。

「大括り表示」は、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法です。

過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができます。

「大括り表示＋又は表示」は、過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法です。

過去の一定期間における国別使用実績又は今後の一定期間の国別使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合には、「大括り表示＋又は表示」を用いることができます。

表示例（原料原産地）

又は表示

例1）外国の産地2か国の場合の表示例

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ）、豚脂肪、…

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

例2）令和〇年の使用実績におけるデンマーク産豚肉の重量割合が5%未満である場合の表示例

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ産又はアメリカ産又は国産又はデンマーク産（5%未満））、豚脂肪、…

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

例3）上位2か国を表示し、3か国目以降を「その他」とする場合の表示例

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（カナダ又はアメリカ又はその他）、豚脂肪、…

※豚肉の産地は、令和〇年の使用実績順

10

「又は表示」の表示例です。

例1のように「カナダ又はアメリカ」とした場合は、「カナダ」、「アメリカ」、「カナダ、アメリカ」、「アメリカ、カナダ」のいずれかを示しています。

あくまで表示した国の範囲内での使用が認められるものであって、表示されていない国を産地とする原料の使用は認められません。

例2は、過去の豚肉の使用実績で重量割合が5%未満のものがあった場合の表示例になります。

使用量が極めて少ない原産地については、消費者が誤認することを防止するため、重量割合が5%未満の原産地については、原産地の後ろに「5%未満」などと表示します。

例3は、上位2か国を表示し、3か国目以降を「その他」とまとめて表示する場合の表示例になります。

（参照　食品表示基準Q&Aについて「別添　新たな原料原産地制度」原原－28、原原－30）

表示例（原料原産地）

大括り表示

例１）3以上の外国産のみの場合

名　　称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（輸入）、小麦、食塩

例2）国産より外国産の方が多い場合

名　　称	こいくちしょうゆ（本醸造）
原材料名	大豆（輸入、国産）、小麦、食塩

「大括り表示」と「又は表示」の併用

例）

名　　称	ポークソーセージ（ウインナー）
原材料名	豚肉（輸入又は国産）、豚脂肪、…

※豚肉の産地は令和〇年の使用実績順

「大括り表示」の表示例です。

例１は、過去の一定期間の産地別使用実績又は今後一定期間の使用計画において、3か国以上を原産地とする場合の表示例で、「輸入」と表示します。

例2は、国産品よりも輸入品の合計の方が重量割合が高い場合における表示例で、「輸入、国産」と表示します。

次に「大括り表示」と「又は表示」の併用した場合の表示例です。

例のように「輸入又は国産」とした場合は、「輸入のみ」、「国産のみ」、「輸入、国産の順番」、「国産、輸入の順番」のいずれかを表しています。

「又は表示」同様に、消費者の誤認防止のために、必ず一定期間における産地別仕様実績又は今後の一定期間における産地別使用計画に基づく表示である旨の注意書きが必要となります。

（参照　食品表示基準Q&Aについて「別添　新たな原料原産地制度」原原－33、原原－36）

一般用加工食品⑦（原料原産地表示品目）

生鮮食品に近い加工食品で、主な原材料（原材料に占める重量割合が、50%以上のもの）の原産地表示（食品表示基準別表第15）※個別品目は、個別に定める表示方法による。

農産物	(1)乾燥きのこ類、乾燥野菜、乾燥果実 (2)塩蔵きのこ類、塩蔵野菜、塩蔵果実 (3)ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類、あん (4)異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの (5)緑茶、緑茶飲料 (6)もち (7)いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生、いり豆類 (8)黒糖、黒糖加工品 (9)こんにゃく
畜産物	(10)調味した食肉 (11)ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (12)表面をあぶった食肉 (13)フライ種として衣をつけた食肉 (14)合挽肉、その他異種混合した食肉
水産物	(15)素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、こんぶ、干のり、焼きのり、その他干した海藻類 (16)塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類 (17)調味した魚介類及び海藻類 (18)こんぶ巻 (19)ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類 (20)表面をあぶった魚介類 (21)フライ種として衣をつけた魚介類
その他	(22) (4)又は(14)に掲げるもののほか生鮮食品を異種混合したもの
個別5品目	1農産物漬物、 2野菜冷凍食品、 3うなぎ加工品、 4かつお削りぶし 5おにぎり

12

食品表示基準の別表第15に定める27種類の品目は、この表のとおりです。

原料原産地名は、主な原材料（原材料に占める重量割合が50%以上）の産地を表示します。

ただし、個別品目は、個別に定める表示方法によります。

表示する産地は、国産のものは「国産」、輸入品の場合はその国の名前を表示します。また、国産のものは、都道府県名、その他一般に知られた地名での表示も可能です。

平成29年9月の基準の改正により、個別品目におにぎりが追加されました。おにぎりは、「のり」の原料となる「原そう」の原産地を表示します。

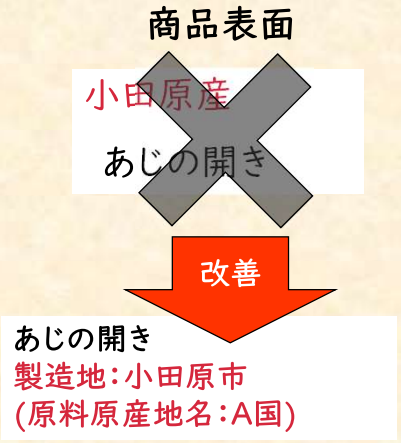
なお、別表第15に定める食品については、「又は表示」や「大括り表示」は認められませんので、注意が必要です。

一般用加工食品⑧ （表示例（原料原産地名））

一括表示欄（義務表示事項）

名　　称	あじの開き
原材料名	真あじ、食塩
原料原産地名	A国
内容量	1尾
消費期限	枠外下部に記載
保存方法	10℃以下で保存
製造者	○○株式会社 神奈川県小田原市△

※ 食品表示基準別表第15の1に定める食品



表示禁止事項（食品表示基準　第9条）

- 第3条及び第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語
- 産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語
- その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示　　等

13

食品表示基準の別表第15の1に定める食品（個別品目を除いた食品）の一括表示欄に原料原産地を表示し、商品表面にも産地名を表示する例です。

一括表示欄の原料原産地名が「A国」となっていますが、商品表面には小田原産とあり、小田原が製造地なのか原料原産地なのか分からない表示となっています。

小田原産と記載する場合は、スライドのとおり、製造地を小田原市とし、原料原産地名を括弧書きで表示するなど、消費者に対してまぎらわしい表示とならないようにします。

ただし、製造地は、義務表示ではありません。

まぎらわしい表示は、「表示禁止事項」に該当する可能性があるのでご注意ください。

「表示禁止事項」は、食品表示基準第9条で定められており、

・食品表示基準第3条、第4条の規定により表示すべき事項の内容と矛盾する用語

・産地名を示す表示であって、産地名の意味を誤認させるような用語

・その他内容物を誤認させるような文字、絵、写真その他の表示　などです。